対ケニア共和国 国別開発協力方針

2020年9月

1. 当該国・地域への開発協力のねらい

ケニアは、アフリカ内陸国とインド洋、さらには太平洋をつなぐ東アフリカ地域のゲートウェイとして地政学上重要な国であるとともに、同地域内で最大の経済規模を有する国として地域経済を牽引し、地域の平和と安定にも貢献している。また、我が国が主導してきているアフリカ開発会議(TICAD)の初のアフリカ開催国であるなど、我が国と緊密な関係を築いており、我が国が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要なパートナーである

我が国とケニアとの間では投資協定が発効しており、ケニアへの日本企業進出数はサブサハラ・アフリカ諸国の中で2番目に多く1、ケニアは日本企業にとって重要なアフリカ進出拠点となっており、両国は経済的な結びつきを強めている。また、東アフリカの経済大国として、2019年に発足したアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)においても先導的な役割を果たしていくことが期待される。

一方、ケニアでは未だ貧困層が多く、急激な都市化による生活環境の悪化、若年層の失業問題等、経済成長から取り残された人々への支援や、干ばつ等の自然災害への対応が急務であり、 包摂性や持続可能性を備えた質の高い成長を実現するための取組が求められている。

ケニアは、2022 年までの重点政策分野として BIG4²を掲げ、これを踏まえて「Vision 2030³」の中期的実行計画として「第3期中期計画」を策定し、社会経済の発展による生活の変革に取り組んでいる。

我が国が、ケニアのオーナーシップを尊重しつつ、ケニアが抱える課題の解決に向けた取組を後押しすることを通じて、ケニアにおける法の支配を推進し、同国の持続的開発や公平な社会発展に貢献することは、両国間の更なる関係強化に繋がる。また、ケニアの平和と安定的な発展は東アフリカ地域、さらには、インド太平洋地域全体の安定と繁栄に資するものである。

2. 我が国のODAの基本方針(大目標): <u>経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展</u> への貢献

経済成長に寄与する質の高いインフラ、経済環境及び社会基盤の整備に貢献しつつ、経済成長に伴い発生する課題への対処や経済成長から取り残された社会階層への支援等を通じ、ケニア共和国の社会経済の発展に貢献する。また、同協力の成果は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に影響・寄与することから、これらの目標との整合性を考慮しつつ、協力を実施する。

3. 重点分野(中目標)

(1) <u>経</u>済インフラ整備

東アフリカ地域全体、ひいてはアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の発展を念頭に、質の高いインフラの整備を通じた東アフリカ北部回廊の開発及び連結性の強化、経済・物流の要となる大都市の適切な発展及び、電力アクセスの改善等の分野でソフト・ハードー体となった支援に取り組む。

¹日本企業の進出数 87社(2019年海外進出日系企業拠点数調査結果:2019年10月1日時点)

² 2017 年 12 月にケニヤッタ大統領が発表した重点政策分野であり、製造業振興、食料・栄養安全保障、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ及び手頃な価格の住宅供給で構成される。

^{3 2008} 年に策定された長期開発戦略。2030 年までの高中所得国入りを目指している。

(2) 産業開発

ビジネス・投資環境の整備、産業の多角化・輸出振興を念頭に置いた新たな市場形成等に向け、我が国が知見を有する分野を中心に、制度整備や人材育成等、産業育成のための包括的な支援を実施する。

(3) 農業開発

主要産業である農業の振興に向け、市場ニーズに対応した小規模農家の営農力やバリューチェーンの強化支援に取り組む。加えて、食料安全保障の確保の観点から、輸入依存率の高いコメの生産技術改善や灌漑整備による生産性の向上やポストハーベスト・ロスの低減及び適切な農業機械・肥料等の利用促進支援にも取り組む。また、栄養改善の観点から、栄養価の高い食料へのアクセス・摂取の改善支援に取り組む。更には、持続可能なブルーエコノミーの推進に向け、水産開発への支援を実施する。

(4) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

保健サービスにおける不平等の是正や、保健行政を実質的に担う郡政府による保健予算の確保や計画的な支出、更には、質の高い保健サービスの提供のため、地方分権下における UHC の実現に向けた協力を展開する。

(5) 環境

国土の8割を乾燥・半乾燥地域が占めることに加え、気候変動の影響により、顕在化する傾向にある干ばつ等の被害や、都市環境の悪化への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、水資源管理と森林保全による適応・緩和両面からの気候変動対策支援や、都市における上下水道サービス強化・廃棄物管理強化等の支援に取り組む。

(6) 地域の安定化

違法商品の流入や密輸、違法・無報告・無規制(IUU)漁業等の脅威は経済社会発展の阻害 要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化支援に取り組む。また、人間の安全保障の視点に立ち、関係する国際機関とも協力しつつ、難民対策等の各種支援を行う。

4. 留意事項4

- (1) ケニアからは日系企業による投資への期待が非常に大きいことを踏まえ、また我が国の官民連携を推進する観点からも、ケニアの経済成長を促すと同時に、日系企業の事業・ 投資の促進につながる支援を実施する必要がある。
- (2) 東アフリカ共同体 (EAC) ⁵を中心としたケニアの東アフリカ地域における主導的な活動 (広域インフラ、税関支援など) について、同国のみならず地域全体の発展の観点から 支援をしていく必要がある。
- (3) 先進技術の導入・普及だけではなく、我が国の知見・経験を活かし、地元の資機材を活用した簡易で低コストの技術による支援を、課題や状況に応じて検討する。

(了)

別紙: 事業展開計画

ケニア国 国別評価(2014) 報告書掲載先:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076532.pdf

⁴ なお、当該国を対象として実施された過去のODA国別評価は次のとおり。

⁵ 東アフリカ共同体(EAC : East African Community): ケニア、タンザニア、ウガンダ、ブルンジ、ルワンダ、南スーダンが加盟している地域共同体。